

岩見沢市公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行に伴い、標記規則で定める同様式の改正を行う。

第2 改正の内容

岩見沢市公害防止条例施行規則、岩見沢市あき地の環境保全に関する条例施行規則並びに岩見沢市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則中、立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式を改め、共通の様式とする。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市規則第 3 号

岩見沢市公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 17 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市公害防止条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市公害防止条例施行規則(昭和 49 年規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

様式第 10 号を次のように改める。

様式第 10 号 (第 16 条関係)

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			
職 名				写真
氏 名				
生年月日	年	月	日	
	年	月	日交付	
	年	月	日限り有効	
	岩見沢市長		印	

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

(岩見沢市あき地の環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 岩見沢市あき地の環境保全に関する条例施行規則(昭和54年規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

(第1面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写真
職	名				
氏	名				
生年月日	年	月	日		
	年	月	日	交付	
	年	月	日	限り有効	
岩見沢市長			印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

(岩見沢市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則の一部改正)

第3条 岩見沢市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則(平成4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第7条関係)

(第1面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写真
職	名				
氏	名				
生年月日	年	月	日		
	年	月	日	交付	
	年	月	日	限り有効	
岩見沢市長			印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。